株主各位

東京都品川区大崎一丁目6番3号日本精工株式会社取締役代表執行役社長内山俊弘

第156期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156期定時株主総会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

また、当日ご出席いただけない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を 行使することができます。後記の株主総会参考書類の記載内容をご検討のうえ、 2017年6月22日 (木曜日) 午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお 願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2017年6月23日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第156期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) 事業報告の 内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の 連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第156期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) 計算書類の 内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役12名選任の件

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

(報告事項につきましては、同封の「第156期報告書」に記載しています。)

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、添付の「第156期報告書」には記載していません。

【インターネット上の当社ウェブサイト】

http://www.nsk.com/jp/investors/stockandbond/meeting.html

なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、「第156期報告書」 に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の 「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、並びに、計算書類の「株主資本等 変動計算書」及び「個別注記表」となります。

監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、「第156期報告書」に記載の各書類のほか、上記当社ウェブサイトに掲載している連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」、並びに、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」となります。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、2017年6月22日(木曜日)午後5時15分までにご行使ください。



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、**上記期限までに到着**するようご返送ください。

郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使の場合

- (1)当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしてください。 【議決権行使ウェブサイトURL】 http://www.it-soukai.com/
- (2) 同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしてください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。
- (3) 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力の上、上記期限までにご送信してください。
- (4)インターネット接続による費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ①パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段であり、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、今回の総会の み有効です。次回の株主総会時は新たに発行します。
- ④議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作 確認を行っていますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。





3. 議決権行使の取扱い

- (1) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。
- (2)インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

4. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い 合わせください。

- (1) インターネットによる議決権行使に関する専用お問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)
- (2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-288-324 (平日9:00~17:00)

【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使 プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

- ② 総会会場(**京王プラザホテル**)の所在場所は、裏表紙「株主総会会場ご案内図」 をご参照ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 また、資源節約のため、「本招集ご通知」及び同封の「第156期報告書」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正事項が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

【インターネット上の当社ウェブサイト】

http://www.nsk.com/jp/investors/stockandbond/meeting.html

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第29条を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
(執行役の任期) 第29条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結後最初に開催される取締役会終結 の時までとする。他の執行役在任中新たに選 任された執行役の任期は、他の現任執行役の 残任期間とする。	(執行役の任期) 第29条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。他の執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。
(新設)	附 <u>則</u> 第29条の変更は、2017年6月23日開催の定時株主総 会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時か ら効力を生じるものとする。 なお、本附則は2017年6月23日をもって削除する。

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(12名)の任期が満了します。

つきましては指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。取締役選任に当たっての方針と手続き並びに取締役候補者は、次のとおりです。

取締役選任に当たっての方針と手続き

当社は指名委員会等設置会社であり、当社の取締役会構成とコーポレートガバナンス体制から求められる取締役の要件を踏まえて指名委員会が各候補者を決定し、取締役会の審議を経て株主総会議案として付議しています。

当社の取締役会は事業に精通し業務執行上の重要な経営判断を監督し得る機能を備えたものであるべきと考えており、その構成にあたっては、専門性・業務経験等のキャリアの多様性・バランスを考慮した構成とし、これを適正に反映できる規模としています。

取締役候補者一覧

候補者 番 号		氏			名	現在の当社における 地位・担当・役職	取締役会、委員会の 出席状況
1	^{うち} 内	やま 山	とし後	ひろ 弘	再任	取締役 代表執行役社長 指名委員会委員長	取締役会 100%(10回/10回) 指名委員会100%(6回/6回)
2	。 野	上	さい 宰	もん 門	再 任	取締役 代表執行役専務 報酬委員会委員	取締役会 100%(10回/10回) 報酬委員会100%(5回/5回)
3	ナザ 鈴	木	だ	^{ゆき} 幸	再 任	取締役 代表執行役専務	取締役会 100%(10回/10回)
4	神	* 尾	やす 泰	os 宏	再 任	取締役 代表執行役専務	取締役会 100%(7回/7回)
5	あら 荒	^{まき} 牧	_{ひろ} 宏	敏	再 任	取締役 執行役専務	取締役会 100%(7回/7回)
6	新	井		みのる 稔	再 任	取締役 執行役常務	取締役会 100%(10回/10回)
7	市	井	あき 明	とし	新 任	執行役常務	
8	えの 榎	もと 本	とし俊	oc 彦	再 任	取締役 監査委員会委員	取締役会 100%(7回/7回) 監査委員会100%(10回/10回)
9	ns 釜		かず 和	_{あき} 明	再 任 社 外 独 立	取締役 指名委員会委員	取締役会 80%(8回/10回) 報酬委員会100%(2回/2回) 指名委員会100%(5回/5回)
10	t H	井	いち <u>一</u>	ろう 郎	再 任 社 外 独 立	取締役 指名委員会委員 監査委員会委員	取締役会 100%(10回/10回) 監査委員会100%(15回/15回) 指名委員会100%(6回/6回)
11	ふる古	かわ 川	やす康	のぶ 信	再 任 社 外 独 立	取締役 監査委員会委員長 報酬委員会委員	取締役会 100%(10回/10回) 監査委員会100%(15回/15回) 報酬委員会100%(3回/3回) 指名委員会100%(1回/1回)
12	池	だ 田	rs 輝	oc 彦	再 任 社 外 独 立	取締役 報酬委員会委員長	取締役会 100%(10回/10回) 報酬委員会100%(5回/5回)

*本総会において取締役12名が選任された場合の各委員会の委員は14ページ記載のとおり予定しています。

社外: 社外取締役候補者

独立: 当社の定める社外取締役の独立性に関する基準 (14ページ記載) 及び、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役候補者

再任

■生年月日

1958年11月28日 (満58歳) ■ 取締役会への出席状況

100%(10回/10回)

■所有する当社の株式数 80.700株 ■ 指名委員会への出席状況 100%(6回/6回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

当社入社 1981年 4月

2006年 3月 当社調達本部副本部長

当社執行役 経営企画本部副本部長 2008年 6月

2009年 6月 当社経営企画本部長

当社執行役常務 経営企画本部長、 2010年 6月

IR・CSR室担当

当社アジア担当、経営企画本部長、 2011年 6月

IR·CSR室担当

2012年 6月 当社取締役(現)

2013年 6月 当社代表執行役専務 報酬委員会委員、

管理担当、コーポレート経営本部長

2015年 6月 当社代表執行役社長

指名委員会委員長

現在に至る

取締役候補者とした理由

内山俊弘氏は、当社において、海外事業(米州)、調達部門、さらには経営企画に携わる等、豊富な業務経 験を有し、当社の事業に精通しています。また、当社取締役並びに代表執行役社長として、豊富な経営経験と 実績を有しています。代表執行役社長・CEOが取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執行の 状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としまし た。

候補者

■ 牛年月日

がみ

さい もん

室門

1960年9月19日 (満56歳) ■ 取締役会への出席状況

100%(10回/10回) 36,000株 ■ 報酬委員会への出席状況 100%(5回/5回)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社

■所有する当社の株式数

2011年 2月 当社産業機械事業本部副本部長

2011年 6月 当社執行役

2013年 6月 当社取締役(現)

執行役常務 経営企画本部長、

IR·CSR室担当

2015年 6月 当社代表執行役専務(現)

> 報酬委員会委員(現)、管理担当(現)、 アジア担当、コーポレート経営本部長(現)

現在に至る

取締役候補者とした理由

野上宰門氏は、当社において、海外事業(欧州)、産業機械事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、当社 の事業に精通しています。代表執行役専務・CFOが取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執 行の状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としま した。

再 任

1959年12月15日 (満57歳) ■ 取締役会への出席状況 100% (10回/10回) ■生年月日 ■所有する当社の株式数 52,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社 当社自動車事業本部自動車営業本部 2009年 6月

東日本自動車第三部長

2010年 6月 当社執行役

自動車事業本部自動車営業本部

副本部長

自動車事業本部自動車営業本部

東日本自動車第三部長

当社欧州副総支配人 2011年 4月

2012年 6月 当社執行役常務

2013年10月 当社自動車事業本部自動車軸受本部

副本部長

2014年 6月 当社取締役(現)

執行役専務

自動車事業本部自動車軸受本部長

2016年 6月 当社代表執行役専務 自動車事業本部長

自動車事業本部パワートレイン本部長

現在に至る

取締役候補者とした理由

鈴木茂幸氏は、当社において、国内自動車営業、海外事業(欧州)に携わる等、豊富な業務経験を有し、当 社の事業に精诵しています。自動車事業部門を担当する代表執行役専務が取締役を兼務することにより、取締 役会が会社の業務執行の状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、 取締役候補者としました。

1959年7月22日 (満57歳) ■ 取締役会への出席状況

75.800株

100%(7回/7回)

再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社

■所有する当社の株式数

■ 牛年月日

2006年 6月 当社自動車事業本部自動車部品本部

副本部長

当社執行役 アセアン総支配人 2009年 6月 NSKインターナショナル

(シンガポール) 社社長

NSKベアリング (タイ) 社社長

2013年 6月 当社執行役常務 中国総代表

NSK中国社社長

2016年 6月 当社取締役

代表執行役専務 産業機械事業本部長

産業機械事業本部営業本部長

現在に至る

取締役候補者とした理由

神尾泰宏氏は、当社において、海外事業 (米州、アセアン、中国)、自動車事業に携わる等、豊富な業務経 験を有し、当社の事業に精通しています。産業機械事業を担当する代表執行役専務が取締役を兼務することに より、取締役会が会社の業務執行の状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮すること を期待し、取締役候補者としました。

候補者 番 号 **荒牧** 宏敏

再 任

■ **生年月日** 1959年5月18日 (満58歳) **■ 取締役会への出席状況** 100%(7回/7回)

■所有する当社の株式数

50,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社 2014年 6月 当社技術開発本部副本部長

2008年 6月 当社産業機械軸受技術センター所長 品質保証本部担当

総合研究開発センター副所長 2015年 6月 当社執行役専務(現) 技術担当(現)

2009年 6月 当社執行役 産業機械事業本部産業機械 技術開発本部長(現)

軸受技術センター所長 2016年 6月 当社取締役 2011年 6月 当社執行役常務 技術開発本部総合研究 現在に至る

2011年 6月 当社執行役常務 技術開発本部総合研究 現在に至る 開発センター副所長

2012年 6月 当社技術開発本部総合研究開発センター 所長

取締役候補者とした理由

荒牧宏敏氏は、当社において、研究・製品開発等の豊富な経験を有し、技術開発部門の業務に精通しています。技術開発部門を担当する執行役専務が取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執行の状況を 把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としました。

候補者 6 新井

稔

再 任

■ 生年月日 1961年1月30日 (満56歳) ■ 取締役会への出席状況 100%(10回/10回)

■ 所有する当社の株式数 25,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 当社入社 2015年 6月 当社取締役(現)

 2008年10月
 当社品質保証本部副本部長
 生産担当(現)、環境担当、品質保証本部

 2011年 6月
 当社執行役
 担当、生産本部長(現)、生産本部調達本

品質保証本部長部長

2014年 6月 当社執行役常務(現) 2016年 6月 当社品質保証担当、調達本部長

現在に至る

取締役候補者とした理由

新井稔氏は、当社において、国内外の生産部門、品質保証部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当社の事業に精通しています。生産部門を担当する執行役常務が取締役を兼務することにより、取締役会が会社の業務執行の状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としました。

■生年月日 1963年5月8日 (満54歳)

■所有する当社の株式数 53.461株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社

2008年12月 当社自動車事業本部自動車軸受本部

副本部長

2012年 6月 当社インド総支配人

2015年 6月 当社執行役 経営企画本部副本部長

2016年 6月 当社経営企画本部長(現)、

アジア担当(現)

2017年 4月 当社執行役常務

現在に至る

取締役候補者とした理由

市井明俊氏は、当社において、海外事業(欧州、インド)、自動車事業に携わる等、豊富な業務経験を有 し、当社の事業に精通しています。経営企画部門を担当する執行役常務が取締役を兼務することにより、取締 役会が会社の業務執行の状況を把握することが容易となり、より実効的な監督機能を発揮することを期待し、 取締役候補者としました。

■生年月日

えの もと

とし ひこ

1958年8月28日 (満58歳) ■ 取締役会への出席状況

100%(7回/7回) 14.116株 ■ 監査委員会への出席状況 100%(10回/10回)

再

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社

■所有する当社の株式数

2008年 6月 当社財務本部連結経理部長

2013年 6月 当社執行役 財務本部副本部長

当社理事 経営監査部長 2015年 6月

2016年 6月 当社取締役

監査委員会委員 現在に至る

取締役候補者とした理由

榎本俊彦氏は、当社において、財務部門、海外事業 (欧州)、さらには監査部門に携わる等、豊富な業務経 験を有し、当社の事業に精通しています。その経験と見識から当社の業務執行の監督に適任であると考え、取 締役候補者としました。

かず あき

再 任

社 外

独立



1948年12月26日 (満68歳) ■ 取締役会への出席状況 ■生年月日

■所有する当社の株式数

2,000株 ■ 報酬委員会への出席状況 100%(2回/2回)

■ 当社社外取締役に就任してからの年数 3年 ■ 指名委員会への出席状況 100%(5回/5回)

80%(8回/10回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 7月 石川島播磨重工業㈱(現㈱ [H [) 入社

同社執行役員 財務部長 2004年 6月

2005年 4月 同社常務執行役員 財務部長 同社取締役 常務執行役員 財務部長 2005年 6月

2007年 4月 同社代表取締役社長 最高経営執行責任者 2012年 4月 同社代表取締役会長

2014年 6月 当社取締役(現)

報酬委員会委員 (株 I H I 取締役

2016年 4月 同社相談役 2016年 6月

当社指名委員会委員

現在に至る

社外取締役候補者とした理由

釜和明氏には、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会にお いて積極的にご発言いただいています。また、指名委員会委員として、その経験や知見を活かして取締役の選 任議案等に適切なご意見をいただいています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的 な成長と企業価値向上に寄与していただけるものと考え、社外取締役候補者としました。なお、当社が定める 社外取締役の独立性の基準を満たしています。

独立性に関する考え方

釜和明氏は、2016年7月以降、㈱IHIの業務執行に従事していません。また、当社は同社と取引がありま すが、その取引額は当社売上高の1%未満で、特別な利害関係はありません。

重要な兼職の状況

(㈱ I H I 相談役・極東貿易㈱社外取締役・コニカミノルタ㈱社外取締役・住友生命保険(相)社外取締役

社 外



1948年11月16日 (満68歳) ■ 取締役会への出席状況 ■生年月日

■所有する当社の株式数

3.700株 ■ 監査委員会への出席状況 100%(15回/15回)

■ 当社社外取締役に就任してからの年数 3年 ■ 指名委員会への出席状況 100%(6回/6回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 東京芝浦雷気㈱(現㈱東芝)入社

2003年 6月 同社執行役常務

2007年 6月 同社執行役上席常務

2008年 6月 同社執行役専務

2009年 6月 同社取締役 代表執行役副社長 2011年 6月 同社常任顧問

(2014年6月退任)

2014年 6月 当社取締役(現)

指名委員会委員(現)

2015年 6月 監査委員会委員

現在に至る

社外取締役候補者とした理由

田井一郎氏には、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会に おいて積極的にご発言いただいています。また、監査委員会委員として監査体制の充実とその運用について適 切な指摘をいただいています。さらに、指名委員会委員としてその経験や知見を活かして取締役の選任議案等 に適切なご意見をいただいています。引き続き当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と 企業価値向上に寄与していただけるものと考え、社外取締役候補者としました。なお、当社が定める社外取締 役の独立性の基準を満たしています。

独立性に関する考え方

田井一郎氏は、2011年7月以降、㈱東芝の業務執行に従事していません。また、当社と同社は相互に取引が ありますが、その取引額は共に両社の売上高の1%未満で、特別な利害関係はありません。

重要な兼職の状況

なし

再任 | 社外 | 独立



1953年10月11日 (満63歳) ■ 取締役会への出席状況 ■生年月日

■所有する当社の株式数 1,600株 ■ 監査委員会への出席状況 100%(15回/15回)

■ 当社社外取締役に就任してからの年数 2年 ■ 報酬委員会への出席状況

■ 指名委員会への出席状況

100%(3回/3回) 100%(1回/1回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

同監査法人シニア・アドバイザー 1976年 4月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限 2012年 8月

> 責任監查法人)入所 (2014年6月退任)

公認会計士登録 当社取締役(現) 1980年 9月 2015年 6月

1999年 5月 同監査法人代表社員 監查委員会委員長(現) 同監査法人常務理事 指名委員会委員 2008年 8月

同監查法人経営専務理事 2016年 6月 報酬委員会委員 2010年 8月 現在に至る

(2012年8月退任)

社外取締役候補者とした理由

古川康信氏には、公認会計士としての豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会に おいて積極的にご発言いただいています。また、監査委員会委員長として、監査体制の充実とその運用につい て適切な指摘をいただくと共に委員会での審議の充実に主導的な役割を果たされました。さらに、報酬委員会 委員として、その経験や知見を活かして役員報酬決定等に適切なご意見をいただいています。引き続き当社の コーポレートガバナンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけるものと考え、社外 取締役候補者としました。なお、当社が定める社外取締役の独立性の基準を満たしています。

独立性に関する考え方

古川康信氏は、2012年9月以降、新日本有限責任監査法人の経営に携わっていません。また、当社が同監査 法人に支払っている報酬の額は、同監査法人の業務収入の1%未満であり、特別な利害関係はありません。

重要な兼職の状況

京成電鉄㈱社外取締役



■生年月日 ■所有する当社の株式数

1946年12月5日 (満70歳) ■ 取締役会への出席状況

0株 ■ 報酬委員会への出席状況 100%(5回/5回)

■ 当社社外取締役に就任してからの年数 2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行

1996年 6月 同行取締役支店部長 1998年 4月 同行常務取締役

同行専務取締役 2001年 5月

2002年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行

(現㈱みずほ銀行)

取締役副頭取(2004年4月退任)

2004年 4月 みずほ信託銀行㈱顧問

2004年 6月 同行取締役社長 2008年 6月 同行取締役会長

2010年 6月 同行顧問(現) 2015年 6月 当社取締役

報酬委員会委員長

現在に至る

社外取締役候補者とした理由

池田輝彦氏には、企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から取締役会に おいて積極的にご発言いただいています。また、報酬委員会委員長として役員報酬決定等に適切なご意見をい ただくと共に委員会での審議の充実に主導的な役割を果たされています。引き続き当社のコーポレートガバナ ンスの向上・強化、持続的な成長と企業価値向上に寄与していただけるものと考え、社外取締役候補者としま した。なお、当社が定める社外取締役の独立性の基準を満たしています。

独立性に関する考え方

池田輝彦氏は、2010年7月以降、みずほ信託銀行㈱の業務執行に従事していません。同行は当社借入先の1つ ですが、特に依存している状況になく(借入金残高比:約4%)、また当社は同行と取引がありますが、その取 引額は同行の業務粗利益の1%未満で、いずれについても特別の利害関係はありません。

重要な兼職の状況

みずほ信託銀行㈱顧問・サッポロホールディングス㈱社外取締役

注1:取締役候補者との特別の利害関係について

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2: 社外取締役候補者の当社社外取締役に就任してからの年数について

取締役再任候補者の在任年数は、当社社外取締役に就任してから、本総会終結の時

までを通算して表記しています。

注3:社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社等の取締役、執行役又は監査役に就任し ていた場合において、その在任中の当該株式会社等における法令又は定款に違反する事

実、その他不当な業務執行が行われた事実等について

古川康信氏が理事を務めていた新日本有限責任監査法人は、同氏の経営専務理事在 任中にオリンパス㈱に対し行った監査に関し、2012年7月に金融庁から業務改善命令 を受け、同年8月に業務の改善計画を策定し、金融庁に提出しました。また、同監査 法人は、同氏の経営専務理事在任中に㈱東芝に対し行った監査に関し、2015年12月に 金融庁から契約の新規の締結に関する業務停止処分3ヶ月及び業務改善命令を受け、 2016年1月に業務の改善計画を策定し、金融庁に提出しました。また、同監査法人は、 同月に金融庁から課徴金納付命令を受けました。

注4:取締役会、委員会への出席状況について

取締役会、委員会への出席状況は2016年度(2016年4月1日~2017年3月31日)中に開 催された取締役会、委員会への出席状況を表記しています。

注5:取締役候補者との責任限定契約について

当社は榎本俊彦、釡和明、田井一郎、古川康信、池田輝彦の各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において各氏が再任された場合、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

注6:委員会の構成について

本議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下を予定しています。

指名委員会	釜 和明	(委員長)、	田井一郎、	内山俊弘
監査委員会	古川康信	(委員長)、	田井一郎、	榎本俊彦
報酬委員会	池田輝彦	(委員長)、	古川康信、	野上宰門

くご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役候補者は、会社として独立性を有すると判断した者とし、下記の項目に該当しない者としています。

- (1) 当社の前年度連結売上高の2%以上を占める会社(連結ベース)に所属する者、または最近まで所属した者
- (2) 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結会社が占める会社に所属する者、または最近まで所属した者
- (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属する者、または最近まで所属した者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家或いは法律専門家である者、または最近まであった者
- (5) 当社の前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、または最近まで所属した者
- (6) 当社が前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、または最近まで所属した者
- (7) 上記の(1)から(6)のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の2親等内の 親族或いは同居の家族(「重要」な者とは、各会社・取引先の役員・上級役職 者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士を想 定)
- (8) 当社またはその子会社の業務執行者等である者、または最近まであった者の2 親等内の親族或いは同居の家族

なお、上記の「最近」とは、当社の取締役改選時より遡って3年未満の期間を指します。

※この内容は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

(http://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html#tab3)

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

当社は、2008年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後、2011年6月24日開催の当社定時株主総会及び2014年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策を継続しました(2014年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続した対応策を、以下「旧プラン」といいます。)。旧プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、2017年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、本総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランの一部を変更した上で、下記の当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決議しました。

本プランにおける旧プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ・ 大量買付ルール (下記2.(1)において定義されます。) の迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大量買付者 (下記2.(2)において定義されます。) に対して情報提供を求める期間の上限を設定することとし、その上限を当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リスト (下記2.(3)イ.において定義されます。) を交付した日から60日間としました。また、延長する場合も当初設定した期間を含み最長90日間に限定しました。
- ・ 大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、取締役会評価期間(下記 2.(3)ウ.において定義されます。)の延長が一度に限られる旨を明確化しました。
- ・ 当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しました。当社取締役会が対抗措置の発動の是非等を判断するに当たっては、事前に独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は、独立社外取締役その他独立性が認められる社外者等の中から選任しますが、本プラン導入時の独立委員会委員の候補者は、別紙5に記載のとおりです。
- ・ 独立委員会の設置に伴い、独立委員会の構成、職務及び権限、並びに運営等の 透明性を確保するため、独立委員会規則を制定することとしました。独立委員 会規則の概要は、別紙4に記載のとおりです。

本議案は、本プランの導入について、株主の皆様にご承認をお願いするものです。 なお、2017年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1に記載のとおり です。また、当社取締役会は、現時点において、特定の第三者から本プランの対象 となる買付行為を行う旨の提案を受けていません。

記

1. 本プラン導入の目的及び必要性

当社は、2016年度から始まった第5次中期経営計画において、「オペレーショナル・エクセレンス(競争力の不断の追求)」と「イノベーション&チャレンジ(あたらしい価値の創造)」の方針の下、中長期的な企業価値向上に向けて、持続的成長、収益基盤の再構築、新成長領域確立の3つの経営課題に取り組んでいます。

当社は、上場会社であるため、当社の株式は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されず、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。

そして、当社が株式の大量の買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、当社グループと当社グループの様々なステークホルダーとの相互関係及び当社グループの使命並びに中長期的な企業価値向上への取り組み、コーポレートガバナンスに関する取り組み等を踏まえた当社の企業価値と、株式の大量の買付行為の具体的な条件・方法等を踏まえた株式の大量の買付行為の提案の内容とを、それぞれ十分に理解された上で、当該株式の大量の買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、短期間では困難であると考えられます。また、株式の大量の買付行為の中には、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものがあり得ます。

現在も金融商品取引法によって、濫用的な株式の大量の買付行為を規制する一定の対応はなされていますが、公開買付開始前に情報開示や熟慮のための機会を 法的に確保することができず、また、市場内での買い集め行為を法的に制限する ことができない等、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会 が与えられないと考えられます。

そこで、当社は、株式の大量の買付行為の提案がなされた場合、当該提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断を行うことができるようにし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう株式の大量の買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるため、本プランを導入します。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者(下記(2)において定義されます。)が大量買付行為(下記(2)において定義されます。)を行うに当たり、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従うことを要請するとともに、大量買付ルールに従わない大量買付行為がなされる場合や、大量買付ルールに従った場合であっても一定の場合には、当社取締役会または当社株主総会の決議に基づいて、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権無償割当てを行うものです。本プランに係る手続の流れの概要につきましては、別紙2をご参照ください。また、本プランに関しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)を制定しています。ガイドラインの骨子につきましては、別紙3をご参照ください。

(2) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為(市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。)、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

注1:特定株主グループとは、

- (i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下同じとします。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)

を意味します。以下同じとします。

注2:議決権割合とは、

- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。以下同じとします。)または、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計

を意味します。

なお、各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法 第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項 に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告 書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

(3) 大量買付ルールの設定

ア. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、 大量買付ルールに従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出い ただきます。意向表明書の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写し その他の大量買付者の存在を証明する書類(外国語の場合には、日本語訳を 含みます。)を添付していただきます。

意向表明書には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(ア)大量買付者の概要

- ① 氏名または名称及び住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者(所有株式数または出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法
- (イ)大量買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- (ウ)大量買付者が提案する大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的の概要(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(注4)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合には、その全てを記載していただきます。)を含みます。)
- (エ)大量買付ルールに従う旨の誓約

注4: 重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2 第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為 等を意味します。

イ、本必要情報の提供

上記ア.の意向表明書をご提出いただいた場合には、大量買付者には、以下の手順に従い、当社代表執行役社長宛に、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日^(注5)(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していただくべき本必要情報を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付しますので、大量買付者には、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表執行役社長宛に提供していただきます。

注5:営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。 以下同じとします。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

なお、大量買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報リストを交付した日から60日(初日不算入)(以下「情報提供要請期間」といいます。)を経過しても当社が求める情報が提供されない場合には、その時点で当社取締役会は、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ. 記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。但し、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大量買付行為の内容及び態様等、本必要情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします。)。他方、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として十分であり、本必要情報の提供が完了したと客観的合理的に判断する場合に

は、情報提供要請期間満了前であっても、本必要情報の提供に係る大量買付者とのやり取りを打ち切り、下記ウ.記載の当社取締役会による評価、検討等を開始します。また、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大量買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

以下の各項目に関する情報は、原則として、本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に定めるものとします。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。なお、当社取締役会は、大量買付者が本必要情報リストに含まれる情報の一部を提供することができないことのみをもって、直ちに対抗措置を発動するものではありませんが、情報不提供の程度及び理由によっては、大量買付ルールを遵守しない場合(下記(4)イ.参照)に該当すると判断して、対抗措置を発動することがあります。

- ① 大量買付者及びそのグループ会社等(共同保有者及び特別関係者を含みます。)の概要(大量買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に関する情報を含みます。)
- ② 大量買付行為の目的及び内容(大量買付行為の買付対価の価額・種類、 大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適 法性(法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。)、大量買 付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- ③ 大量買付行為の買付対価の算定根拠及びその支払いのための資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ④ 大量買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、 売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保 契約等」といいます。)がある場合には、その種類、相手方、対象となっ ている株券等の数量等の当該担保契約等の内容
- ⑤ 純投資または政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付 行為完了後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、

及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性

- ⑥ 支配権取得または経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量 買付行為完了後に予定している当社及び当社グループ会社に係る経営者 候補(当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験に 関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、 配当政策及び資産活用策
- ⑦ 重要提案行為等を行うことを大量買付行為の目的とする場合、または大量買付行為完了後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑧ 当社及び当社グループ会社の顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、 従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関 し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑨ 大量買付行為完了後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合に は、その理由及びその内容

なお、当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された情報(本必要情報リストにより提供を求めた情報のうち大量買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じとします。)が、当社株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

ウ. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供完了後または情報提供要請期間満了後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または最長90日間(その他の大量買付行為の場合)(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見を取りまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非につ

いて諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役全員(但し、法令上決議に参加できない取締役及びやむを得ない事由(取締役の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限ります。)により当該取締役会決議に参加できない取締役を除きます。以下同じとします。)が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は一度に限るものとします。)。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長することを決議した場合には、速やかに、延長が必要とされる理由及び延長する期間を大量買付者に対して通知するとともに、公表します。

取締役会評価期間は、当社取締役会が、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付者による本必要情報の提供が完了した旨決議した日または情報提供要請期間が満了した日の翌日から開始します。当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した旨決議した場合または情報提供要請期間が満了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表します。大量買付行為は、取締役会評価期間満了後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(4) 対抗措置の発動

ア. 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該 大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株 主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買 付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否 かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関して大量買付者から提供 された情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、 ご判断いただくこととなります。 但し、大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合であっても、当該大量 買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう おそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、 株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株 主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、当社取締役会 は、当該大量買付行為が次のいずれかの類型に該当し、当社の企業価値ひい ては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められ る場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて 高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の 取得を行っている場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大量買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の取得を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を 当該大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とし て不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- ⑤ 大量買付者の提案する買収の方法が、強圧的二段階買付け(第一段階の 買付けで当社株式の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの 条件を不利に設定しもしくは明確にせず、または上場廃止等による将来 の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付 けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するも の)に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約 し、事実上、株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがある場 合

イ. 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。

但し、当社取締役会が、大量買付者による大量買付行為の内容、大量買付者から提供された情報の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

(5) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(4)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。但し、当社取締役会は、当該株主総会において株主の皆様にご判断いただくための情報に関し、重要な変更が発生した場合には、当該株主総会のための基準日を設定した後であっても、当該基準日の変更、及び当該株主総会の開催の延期もしくは中止をすることができるものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会の終結の時まで、 大量買付行為を開始してはならないものとします。なお、大量買付者が株主総 会の終結の時までに大量買付行為を開始したときは、当社取締役会は、株主総 会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することが できるものとします。

上記にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様が大量買付行為に応じるか

否かの判断を株主の皆様の個々のご判断に委ねるのが相当であり、対抗措置を 発動することが適切ではないと合理的に判断する場合には、株主総会を開催し ないことができるものとします。この場合、当社取締役会は、当該大量買付行 為に対し対抗措置を発動しません。

(6) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

ア. 独立委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、独立委員会規則(その概要は別紙4に記載のとおりです。)に従い、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、独立社外取締役その他独立性が認められる弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。なお、本プラン導入時の独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴は、別紙5をご参照ください。

イ. 対抗措置の発動手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします(但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合は、この限りではありません。)。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者

の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響、並びに、対抗措置の相当性等を評価、検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ウ. 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大量買付者から提供された情報が本必要情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(7) 対抗措置の内容

当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。かかる新株予約権無償割当てに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙6に記載のとおりとします。

(8) 対抗措置の発動の中止または撤回について

当社取締役会または当社株主総会において対抗措置の発動が決議された後、

- ① 大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、
- ② 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、

当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①または②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判

断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止または撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

但し、本新株予約権の無償割当ての割当期日(別紙6第1項において定義されます。以下同じとします。)に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して、本権利落ち日よりも前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止または撤回されないものとします。

3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主・投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社取締役会または当社株主総会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が新株予約権無償割当ての方法により割り当てられます。株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。なお、当社は、上記2.(8)に記載のとおり、当社取締役会または当社株主総

会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大量買付者が大量買付行為を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回

されることはありません。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主・投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては、差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払 込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様によ る本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります (但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができる と定めた場合において、当社が取得の手続を取り、本新株予約権の取得の対価 として株主の皆様に当社普通株式を交付する場合を除きます。)。

4. 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により割り当てられますので、 割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様には、本 新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与さ れるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主の皆様が非適格者(別紙6第6項において定義されます。以下同じとします。)でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数の当社普通株式の発行を受けることになります。

(3) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付した本新株予約権の無償割当てを実施した場合には、当社が所定の手続を取れば、取得の対象とされた本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)。

(4) その他

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または当社株主総会の決議が行われた後、当社取締役会から株主の皆様に対して公表または通知しますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの適用開始と有効期間

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで(2020年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時まで)とし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます。)については、3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止または変更されるものとします。

また、法令の新設または改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項 または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃 の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様に不利益を与えない場合に限り、当社取締役 会の決議により適切な内容に修正することができるものとします。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

6. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 本プランが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の 共同の利益を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の 皆様が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大量買付行為の提案に 応じるか否か、あるいは対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組 みとなっています。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本総会において本プランの導入に関する議案を諮り、かかる議案が 承認されることを条件として、本プランを導入することを決議しています。

また、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するため株主総会を開催し、大量買付行為に対して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催し、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

さらに、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の 決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点 でも株主の皆様の意思が反映されます。

(4) 対抗措置の発動における取締役会による判断が恣意的に行われないことを担保するための仕組みの確保

ア. 独立委員会の設置

上記2. (6) に記載のとおり、当社は、本プランにおいて、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしています。これにより、当社取締役会による本プランの運用ないし対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

イ. 取締役会における全会一致の決議

大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、上記2.(6)に記載のとおり、社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととされており、対抗措置の発動における当社取締役会による判断が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

ウ. ガイドラインの制定

当社は、上記2. (1) に記載のとおり、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めたガイドラインを制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることになります。ガイドラインの骨子につきましては、別紙3をご参照ください。

(5) 合理的かつ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本プランは、上記2. (4) 乃至(6) に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われないことを担保するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5. に記載のとおり、本プランは、当社取締役会の決議によりいつでも廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており(当社定款第21条第1項)、いわゆるスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

大株主の状況

2017年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37, 893	7. 13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	27, 727	5. 22
明治安田生命保険相互会社	27, 626	5. 20
富国生命保険相互会社	27, 600	5. 19
日本生命保険相互会社	27, 518	5. 18
株式会社みずほ銀行	18, 211	3. 43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10, 709	2.01
トヨタ自動車株式会社	10,000	1.88
株式会社三菱東京UFJ銀行	8, 675	1.63
日本精工取引先持株会	7, 708	1.45

注1:持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。

注2: 持株比率は自己株式 (20,352,518株) を控除して計算しています。

注3: 自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式2,073,830株を含めて

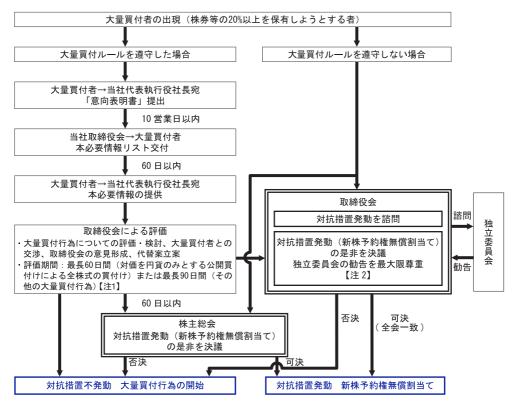
いません。

ご参考(2017年3月31日現在)

発行可能株式総数	1,700,000,000株
発行済株式の総数	530, 915, 586株
株主数	25, 325名

注:発行済株式の総数は自己株式(20,352,518株)を除いています。

本プランに係る手続の流れの概要



- 【注1】但し、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締役を含む <u>当社取締役会の全会一致の決議</u>により、最長30日間延長される場合があります(延長は 一度に限ります。)。
- 【注2】当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動 に係る決定は、独立委員会に対して諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、社外取締 役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。
 - ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
 - ② 大量買付行為が2.(4)ア.記載の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合
- 【注1】及び【注2】を除く当社取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しています(別紙3ご参照)。 このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために 作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

大量買付行為への対応に関するガイドライン骨子

1. 目的

本ガイドラインは、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定め、 もって本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運 用の合理性を確保することを目的とする。

2. 独立委員会

独立委員会は、取締役会の決議により設置する。独立委員会の委員に関する事項 及び独立委員会が従うべき手続その他の事項については、取締役会が別途定める 独立委員会規則で定めるものとする。

3. 意向表明書の受領等

取締役会は、意向表明書を受領した場合には、速やかに、意向表明書に記載すべき事項が十分に記載されているかを客観的合理的に判断する。

4. 本必要情報リストの作成、大量買付者からの情報の受領

- ①取締役会は、本必要情報リストの作成に当たっては、大量買付行為の内容及び態様並びに大量買付者の属性等に応じて、大量買付行為に応じるべきか否かの株主の判断及び大量買付行為に対する取締役会の評価・検討・意見形成・協議・交渉・代替案作成のために必要かつ十分であるか否かという観点から、本必要情報の項目及び範囲を客観的合理的に定める。
- ②取締役会は、大量買付者から情報を受領した場合には、当該情報が本必要情報として十分であるか否かを客観的合理的に判断する。

5. 取締役会評価期間の設定

取締役会は、情報提供要請期間が満了した日または本必要情報の提供が完了したと決議した日の翌日から取締役会の評価・検討・意見形成・協議・交渉・代替案作成のために必要かつ十分であると客観的合理的に判断する範囲で、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)または最長90日間(その他の大量買付行為の場合)(いずれの場合も初日不算入)の取締役会評価期間を設定する。但し、取締役会は、当初設定した取締役会評価期間内に取締役会としての意見を取りまとめることができないことについてやむを得ない事由があると客観的合理的に判断する場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、最長30日間(初日不算入)の範囲内で客観的合理的に必要な限度において取締役会評価期間の延長を決議する。

6. 対抗措置の発動

(1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合の手続

- ①取締役会は、大量買付行為の目的・方法等を総合的に考慮・検討の上、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると客観的合理的に判断する場合には、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、株主総会を開催し対抗措置を発動することの是非について株主の判断に委ねるべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。
- ②取締役会は、大量買付行為の目的・方法等を総合的に考慮・検討の上、大量買付行為が濫用的買収類型(本プラン本文2.(4)ア.①乃至⑤参照)に該当し、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると客観的合理的に判断する場合には、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、取締役会決議により対抗措置を発動すべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。

(2) 大量買付者が大量買付ルールに違反した場合の手続

- ①取締役会は、違反の程度、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益へ与える影響等、対抗措置の必要性・相当性その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、取締役会決議により対抗措置を発動すべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。
- ②取締役会は、株主総会開催のための時間的猶予の有無、大量買付行為が当社の 企業価値ひいては株主共同の利益へ与える影響等、対抗措置の必要性・相当性 その他対抗措置の適法性に関する事項を総合的に考慮・検討の上、株主総会を

開催し対抗措置を発動することの是非について株主の判断に委ねるべきか否かを客観的合理的に判断し、決議する。

(3) 独立委員会に対する諮問及び独立委員会の勧告

取締役会は、上記(1)及び(2)記載の対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従う。

7. 判断・検討プロセス

- ①各取締役は、本プランに係る手続において、当社の企業価値ひいては株主共同の 利益の確保・向上という観点から、善管注意義務を尽くしてその職務を遂行する ように努める。
- ②本プランに係る手続における判断・検討の際には、取締役会は、当該判断・検討に必要かつ十分な資料その他の情報の収集・調査を行い、それらの結果である客観的資料その他の客観的な情報に基づいて判断するように努める。
- ③取締役会は、本プランに係る手続において、別途の定めある場合のほか、必要に 応じて外部専門家等の助言を得る。
- ④取締役会は、本プランに係る手続に関して決議を行うに際しては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役が存在しないことの確認をあらかじめ十分に行う。

独立委員会規則の概要

- 1. 独立委員会は、取締役会の決議により設置する。
- 2. 独立委員会の委員(以下「委員」という。)は、3名以上とし、独立社外取締役その他独立性が認められる弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとする。
- 3. 委員の任期は、取締役会がその者を委員に選任しその者が委員への就任を承諾した時または本プランの導入の効力発生時のいずれか遅い時から、その後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。
- 4. 委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性及び中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
- 5. 独立委員会の招集は、各取締役または各委員が行うものとする。
- 6. 各委員の互選により、独立委員会の議長1名を選定するものとする。
- 7. 独立委員会の決議は、原則として委員全員(但し、独立委員会の決議について特別の利害関係を有する委員を除く。)が出席(電話会議システム、テレビ会議システム、Web会議システムその他の出席者の音声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる電磁的な方法による遠隔地からの出席を含む。)し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由(委員の重度の病気、交通機関の事故、天災地変等の不可抗力等やむを得ない事情による場合に限る。)がある場合は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 8. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議 内容を理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告 を最大限尊重するものとする。但し、対抗措置の発動の是非について株主総会を 招集する場合には、当該株主総会の決議に従う。なお、取締役会は、本勧告と異

なる判断をする場合には、当該判断の内容及び当該判断に至った理由を株主及び投資家に対して説明するものとする。

- (1) 取締役会評価期間の延長の是非
- (2) 対抗措置の発動の是非
- (3) 発動した対抗措置の維持の是非
- (4) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 9. 独立委員会は、取締役会より、取締役会が大量買付ルールに基づく手続の過程及び諮問事項の検討に際して使用または検討した資料及び情報の全ての提供を受ける。
- 10. 独立委員会は、諮問事項の検討に際して必要となる資料及び情報を、当社の費用において自ら収集し、または取締役会に対して収集を要請することができる。また、独立委員会は、取締役、執行役または従業員その他必要と認める者を独立委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
- 11. 独立委員会は、取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、 外部専門家等の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して 要した費用は、原則として、全て当社が負担する。

独立委員会委員の各候補者の氏名及び略歴

【氏名】釜 和明(かま かずあき) 1948年12月26日生

【略歴】1971年7月 石川島播磨重工業㈱(現㈱ІНІ)入社

2004年 6月 同社執行役員 財務部長

2005年 4月 同社常務執行役員 財務部長

2005年 6月 同社取締役 常務執行役員 財務部長

2007年 4月 同社代表取締役社長 最高経営執行責任者

2012年 4月 同社代表取締役会長

2014年 6月 当社取締役(現)

報酬委員会委員

2016年 4月 ㈱ I H I 取締役

2016年 6月 同社相談役

当社指名委員会委員

現在に至る

重要な兼職の状況

㈱ I H I 相談役・極東貿易㈱社外取締役・コニカミノルタ㈱社外取締役・住 友生命保険(相)社外取締役

【氏名】田井 一郎 (たい いちろう)

1948年11月16日生

【略歷】1976年 4月 東京芝浦電気㈱(現㈱東芝)入社

2003年 6月 同社執行役常務

2007年 6月 同社執行役上席常務

2008年 6月 同社執行役専務

2009年 6月 同社取締役 代表執行役副社長 2011年 6月 同社常任顧問(2014年6月退任)

2014年 6月 当社取締役(現)

指名委員会委員(現)

2015年 6月 監査委員会委員

現在に至る

重要な兼職の状況

なし

【氏名】古川 康信(ふるかわ やすのぶ) 1953年10月11日生

【略歷】1976年4月 監査法人太田哲三事務所(現新日本有限責任監査法人)入所

1980年 9月 公認会計士登録

1999年 5月 同監査法人代表社員

2008年 8月 同監査法人常務理事

2010年8月 同監査法人経営専務理事(2012年8月退任)

2012年 8月 同監査法人シニア・アドバイザー (2014年6月退任)

2015年 6月 当社取締役(現)

監查委員会委員長(現)

指名委員会委員

2016年 6月 報酬委員会委員

現在に至る

重要な兼職の状況

京成電鉄㈱社外取締役

【氏名】池田 輝彦(いけだ てるひこ)

1946年12月5日生

1996年 6月 同行取締役支店部長

1998年 4月同行常務取締役2001年 5月同行専務取締役

2002年 4月 (現株みずほコーポレート銀行(現株みずほ銀行)

取締役副頭取(2004年4月退任)

2004年 4月 みずほ信託銀行(株)顧問

2004年 6月 同行取締役社長

2008年 6月 同行取締役会長

2010年 6月 同行顧問(現)

2015年 6月 当社取締役

報酬委員会委員長

現在に至る

重要な兼職の状況

みずほ信託銀行㈱顧問・サッポロホールディングス㈱社外取締役

【氏名】阿南 剛(あなん ごう)

1977年 3月20日生

【略歴】2001年10月 弁護士登録

森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所

2007年 4月 末吉綜合法律事務所 (現潮見坂綜合法律事務所) 開設

現在に至る

重要な兼職の状況

なし

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当対象株主及びその発行条件

当社取締役会または当社株主総会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで本新株予約権を割り当てるものとします。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権の目的となる株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

本新株予約権の割当総数は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める数とします。当社取締役会または当社株主総会は、複数回にわたり本新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額(払込みをなすべき額)は、1円以上で当社取締役会または当社株主総会が別途定める額とします。

5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者(注1)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注2)、

④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、

⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者^(注3)(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

7. 当社による本新株予約権の取得の条件

当社は、当社取締役会または当社株主総会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

8. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会または当社株主総会において別途定めるものとします。

- 注1:当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 注2:公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 注3: ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

以 上

<メモ欄>		

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル本館 5階コンコードボールルーム



アクセス

- ●「新宿駅」(JR・私鉄・地下鉄)西口 徒歩6分 新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道をまっすぐお進みください。 地下道を出てすぐ左側にホテルがございます。
- ●「都庁前駅」(都営大江戸線)B1出口すぐ